

2019 年 8 月 5 日

株 主 各 位

東京都渋谷区神宮前 5-52-2
青山オーバルビル 13F
Sansan 株式会社
代表取締役社長 寺田親弘

第 12 回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第 12 回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら同封の委任状用紙に賛否をご表示いただき、ご捺印の上、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2019 年 8 月 20 日（火曜日） 午後 3 時 30 分
2. 場 所 東京都渋谷区神宮前 5-52-2 青山オーバルビル 13F 当社会議室
3. 目的事項

【報告事項】

1. 第 12 期（自 2018 年 6 月 1 日 至 2019 年 5 月 31 日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第 12 期（自 2018 年 6 月 1 日 至 2019 年 5 月 31 日）計算書類報告の件

【決議事項】

- 第 1 号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）6 名選任の件
第 2 号議案 監査等委員である取締役 2 名選任の件

議案の概要は、後記「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」に記載のとおりであります。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付へご提出くださいますよう、お願い申し上げます。

第 12 期 事業報告

（ 自 2018 年 6 月 1 日
至 2019 年 5 月 31 日 ）

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当社グループは、名刺管理をはじめとした、さまざまなソリューションサービスの提供により、「出会いからイノベーションを生み出す」というミッションを掲げ、事業活動を展開しています。

当連結会計年度においては、当社は、継続的な売上高の成長の実現に向け、人材採用をはじめとした営業体制の強化やテレビコマーシャルを中心とした広告宣伝活動等に取り組みました。

この結果、Sansan 事業及び Eight 事業ともに順調に業績が拡大し、当連結会計年度における売上高は 10,206,014 千円（前年同期比 39.3%増）、売上総利益は 8,608,441 千円（前年同期比 46.2%増）、売上総利益率は 84.3%（前年同期比 3.9 ポイント増）となりました。一方、営業損益以下の段階損益においては、現在は成長の実現に向けた先行的な投資を行っているフェーズであることからそれぞれ損失を計上しており、営業損失 849,739 千円（前年同期は営業損失 3,061,454 千円）、経常損失 891,689 千円（前年同期は経常損失 3,077,015 千円）、親会社株主に帰属する当期純損失 945,539 千円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失 3,085,890 千円）となりました。しかしながら、Sansan 事業及び Eight 事業の成長が継続したことや、主に Eight 事業における広告宣伝費が前年同期比で減少したこと等により、各段階損失は前年同期と比較して縮小しました。

また、事業展開の更なる強化や加速を目的に、2018 年 12 月には約 3,000,000 千円の資金調達（第三者割当増資）を行いました。

セグメント別の業績は以下のとおりです。

Sansan 事業では、法人向けクラウド名刺管理サービス「Sansan」における契約件数及び契約当たり売上高の更なる拡大に向け、営業人員の採用をはじめとした営業体制の強化やテレビコマーシャルを中心とした広告宣伝活動等に継続的に取り組みました。また、2019 年 3 月には、プロダクトコンセプトを「名刺管理から、ビジネスがはじまる」に刷新し、各種機能の改善やデザインのリニューアルを行う等、製品力の向上に努めました。この結果、当連結会計年度における「Sansan」の契約件数は 5,823 件（前年同期比 13.1%増）、直近 12 か月平均の月次解約率は 0.66%（前年同期比 0.1 ポイント減）となりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は 9,639,479 千円（前年同期比 36.8%増）、セグメント利益は 2,909,507 千円（前年同期比 102.4%増）となりました。

Eight 事業では、個人向け名刺アプリ「Eight」におけるユーザー数の拡大に継続的に取り組むとともに、事業全体としての本格的なマネタイズを加速すべく、企業向けサービスの展開強化や新サービスの開発等に注力しました。2018年12月にはiOS版、2019年3月にはAndroid版のアプリにおけるアップデートを実施し、ユーザーの利便性向上等に努めた結果、当連結会計年度末におけるユーザー数は244万人（前年同期比30万人増）となりました。また、企業向けの新サービスとして、2018年9月に企業の課題解決を後押しするビジネスイベント「Meets」の提供を開始したほか、2019年1月には採用関連サービス「Eight Career Design」の提供を開始しました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は566,535千円（前年同期比102.8%増）となりました。セグメント損益については、現在は将来の収益化に向けた先行的な投資を行っているフェーズであることから、セグメント損失1,212,980千円（前年同期はセグメント損失2,964,347千円）を計上した一方、ユーザー数の拡大を目的に広告宣伝活動を強化した前年同期と比較して、損失額が大きく縮小しました。

(2) 資金調達の状況

当連結会計年度中に実施をした資金調達の状況は以下のとおりです。

- ① 2018年6月に三井住友信託銀行株式会社から50,000千円の長期借入を行いました。
- ② 2018年7月に株式会社三菱UFJ銀行から80,000千円の長期借入を行いました。
- ③ 2018年12月に株式会社三井住友銀行及び株式会社みずほ銀行から計160,000千円の長期借入を行いました。
- ④ 2018年12月に日本郵政キャピタル株式会社、SBI AI&Blockchain 投資事業有限責任組合、T. Rowe Price Japan Fund 及び A-Fund, L.P.を割当先とする第三者割当増資（E種株式発行）を行い、3,000,000千円を調達しました。

(3) 設備投資等の状況

主として本社オフィスの増床工事や改修等を行った結果、建物付属設備等の有形固定資産を411,247千円取得しました。また、内製・外注含めて574,297千円のソフトウェアを取得しました。

(4) 対処すべき課題

当社が認識する主な経営課題、対処すべき課題は以下のとおりです。

① Sansan 事業の更なる成長

マーケティング活動から新規受注までの一連の業務プロセスが確立し、安定的な成長が続いていますが、今後の更なる成長に向けて積極的な施策を実施していきます。大企業向け営業体制の確立や国内外の拠点を通じた広範な営業活動の展開等により、契約件数の拡大に取り組めます。同時に、ユーザー企業の全社員によるサービス利用（全社利用）を前提とした大型契約の獲得や既存顧客の利用拡大の促進、新たな付加価値を提供するサービスの推進等によって、契約当たり売上高の拡大にも取り組んでいきます。

② Eight 事業のマネタイズ（収益化）

一部利用機能を拡充した個人向け有料サービス「Eight プレミアム」を展開していますが、事業全体でのマネタイズを加速すべく、「Eight」における名刺共有を企業内で可能にするサービスである「Eight 企業向けプレミアム」や「Eight」のユーザーに対して広告配信が可能な「Eight Ads」、転職潜在層のユーザーにアプローチが可能な採用関連サービス「Eight Career Design」といった企業向け有料サービスの開発・展開に注力していきます。

③ 優秀な人材の採用と育成

当社グループの持続的な成長のためには、多岐にわたる経歴を持つ優秀な人材を多数採用し、営業体制や開発体制、管理体制等を整備していくことが重要であると捉えています。当社グループのミッションや事業内容に共感し、高い意欲を持った優秀な人材を採用していくために、積極的な採用活動を進めるとともに、高い意欲を持って働ける環境や仕組みの構築に取り組んでいきます。

④ 情報管理体制の継続的な強化

当社グループは多くの個人情報扱っており、情報管理体制を継続的に強化していくことが重要であると考えています。現在も個人情報保護に係る施策には万全の注意を払っていますが、今後も社内体制や管理方法の強化・整備を行っていきます。

⑤ 技術力の強化

名刺データ化等に係る技術力は当社グループの競争力の源泉であり、Sansan 事業及び Eight 事業の成長を支える共通基盤でもあることから、継続的な改善、強化が重要であると考えています。優秀な技術者の採用や先端技術への投資・モニタリング等を通じて、技術力の向上に取り組んでいきます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第9期 (2016年5月期)	第10期 (2017年5月期)	第11期 (2018年5月期)	第12期 (2019年5月期)
売 上 高 (千円)	3,150,871	4,839,233	7,324,098	10,206,014
経 常 利 益 (千円)	△1,362,593	△780,055	△3,077,015	△891,689
当期純利益 (千円)	△1,368,063	△790,126	△3,085,890	△945,539
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	△72.83	△47.18	△168.44	△40.42
総 資 産 (千円)	3,273,395	3,489,520	5,299,026	9,079,116
純 資 産 (千円)	1,053,230	172,627	1,312,523	3,372,965
1 株当たり純資産 (円)	△117.26	△160.42	△311.50	114.60

(注) 1. 2018年5月29日開催の取締役会決議に基づき、2018年6月15日付で株式1株につき10,000株の株式分割を行っています。当該株式分割が第9期の期首に行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しています。

2. 当社グループは第10期より連結財務諸表を作成していますので、第9期については当社単体の数値を記載しています。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
Sansan Global Pte. Ltd.	5,620 千シンガポールドル	100.0%	シンガポール地域等における営業及びマーケティング業務の代行
Sansan Corporation	46 千米ドル	100.0%	米国地域における販売店及び、一部決済業務の代行

(7) 主要な事業内容 (2019 年 5 月 31 日現在)

企業及び個人向け名刺管理サービスの企画・開発・販売

(8) 主要な事業所 (2019 年 5 月 31 日現在)

本 社 東京都渋谷区神宮前 5-52-2

(9) 従業員の状況 (2019 年 5 月 31 日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
549 名	147 名増	32.6 歳	2 年 7 ヶ月

(注) 上記従業員（正社員・契約社員）以外に、臨時社員・派遣社員を 348 名雇用しています。

(10) 主要な借入先の状況 (2019 年 5 月 31 日現在)

借 入 先	借 入 残 高
株式会社三井住友銀行	120,812 千円
株式会社みずほ銀行	108,524 千円
株式会社りそな銀行	63,000 千円
株式会社三菱 UFJ 銀行	57,780 千円
三井住友信託銀行株式会社	34,732 千円

2. 株式に関する事項

(1) 株式の状況

① 発行可能株式総数 117,700,000 株

- (注) 1. 2018年5月29日開催の取締役会決議に基づき、2018年6月15日付で株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は普通株式46,610,000株、B種株式3,390,000株、C種株式3,000,000株、D種株式3,000,000株となっています。
2. 2018年11月29日開催の臨時株主総会、普通株主による種類株主総会、B種株主による種類株主総会、C種株主による種類株主総会及びD種株主による種類株主総会の決議に基づき、定款の一部変更を行い、新たな株式の種類としてE種株式を追加し、同日よりE種株式の発行可能株式総数3,000,000株を規定しています。また、普通株式の発行可能株式総数を3,000,000株減少し、43,610,000株としています。
3. 2019年1月30日開催の臨時株主総会、普通株主による種類株主総会、B種株主による種類株主総会、C種株主による種類株主総会、D種株主による種類株主総会及びE種株主による種類株主総会の決議に基づき、定款の一部変更を行い、2019年1月31日付でB種株式、C種株式、D種株式及びE種株式に関する定款の定めを廃止するとともに、普通株式の発行可能株式総数を74,090,000株増加し、117,700,000株としています。

② 発行済株式総数 29,432,353 株

- (注) 1. 2018年5月29日開催の取締役会決議に基づき、2018年6月15日付で株式1株につき10,000株の株式分割を行っています。これにより2018年6月15日付の発行済株式数は普通株式が20,397,960株、B種株式が3,389,661株、C種株式が2,359,764株、D種株式が2,399,760株それぞれ増加しています。また発行済株式総数は28,547,145株増加し、28,550,000株となっています。
2. 2018年11月13日開催の取締役会決議に基づき、第三者割当によるE種株式の発行を行っています。これにより、2018年12月4日付の発行済株式総数は882,353株増加し、29,432,353株となっています。
3. 2019年1月30日開催の臨時株主総会、普通株主による種類株主総会、B種株主による種類株主総会、C種株主による種類株主総会、D種株主による種類株主総会及びE種株主による種類株主総会で定款変更が決議され各種類株式が廃止されたことを受け、2019年1月31日付でB種株式3,390,000株、C種株式2,360,000株、D種株式2,400,000株及びE種株式882,353株につき普通株式9,032,353株へ転換しています。これにより、発行済株式総数（普通株式）は9,032,353株増加し、29,432,353株となっています。また、同総会で定款変更が決議され、2019年1月31日付で単元株式数を100株とする単元株制度を採用しています。

③ 株主数 33 名

④ 大株主（上位 10 名）

株 主 名	普通株式数	株式持株比率
寺田 親弘	10,920,000 株	37.10%
DCM Ventures China Fund (DCM VII),L.P.	2,030,000 株	6.90%
株式会社 INCJ	1,740,000 株	5.91%
株式会社 SMBC 信託銀行（特定運用 金外信託口 契約番号 12100440）	1,710,000 株	5.81%
Sansan 従業員持株会	1,470,000 株	4.99%
ジー・エス・グロース・インベス トメント合同会社	1,300,000 株	4.42%
A-Fund, L. P.	1,280,000 株	4.35%
富岡 圭	1,050,000 株	3.57%
ニッセイ・キャピタル 5 号投資事業 有限責任組合	900,000 株	3.06%
EEI クリーンテック投資事業有限責任組合	690,000 株	2.34%

（注）自己株式は保有していません。

3. 新株予約権に関する事項

- ① 当連結会計年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の概要

名称	第2回新株予約権
決議年月日	2018年6月14日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（監査等委員及び社外役員を除く） 1名
新株予約権の数	45,000個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 45,000株
新株予約権の発行価額	1個当たり35円
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,760円
新株予約権の行使期間	自 2020年6月1日 至 2028年6月1日
新株予約権の行使の条件	(注)

(注) 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

- (1)新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員たる地位を保有していることとします。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではありません。
- (2)新株予約権者は、本新株予約権の目的たる株式が日本国内または国外の証券取引所に上場し、かつ上場日以後6ヶ月間を経過した場合に限り、新株予約権を行使することができます。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではありません。
- (3)新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとします。
 - (a)1,700円（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」の定めに準じて取締役会により適切に調整されるものとします。）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」、株主割当てによる場合その他普通株式の株式価値とは異なると認められる価格で行われる場合を除きます。）。
 - (b)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、1,700円（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」の定めに準じて取締役会により適切に調整されるものとします。）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、資本政策目的等の特段の事情により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除きます。）。
 - (c)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、1,700円（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」の定めに準じて取締役会により適切に調整されるものとします。）を下回る価格となったとき。
 - (d)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりDCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価さ

れた株式評価額が1,700円（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」の定めに準じて取締役会により適切に調整されるものとします。）を下回ったとき（ただし、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が第三者評価機関等と協議の上本項への該当を判断するものとします。）。

- (4)新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとします。
- (5)新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとします。
- (6)本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとします。
- (7)各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできないものとします。

② 当連結会計年度中に当社従業員等に交付した新株予約権の概要

名称	第3回新株予約権		
決議年月日	2019年1月9日		
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 399名	当社子会社の 取締役 2名	当社子会社の 従業員 2名
新株予約権の数	326,823個	1,920個	1,782個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 326,823株	普通株式 1,920株	普通株式 1,782個
新株予約権の発行価額	無償		
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり3,400円		
新株予約権の行使期間	自 2021年2月1日 至 2029年1月8日		
新株予約権の行使の条件	(注)		

(注) 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

- (1)本新株予約権の割当を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員たる地位を保有していることとします。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があるとして当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではありません。
- (2)本新株予約権者は、当社の新株予約権の目的たる株式が日本国内または国外の証券取引所に上場し、かつ上場日以後 6 ヶ月間を経過した場合に限り、新株予約権を行使することができます。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではありません。
- (3)本新株予約権者は、以下の区分に従って、割当てられた本新株予約権の一部または全部を行使できるものとします。なお、行使可能な本新株予約権の数に 1 個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とします。
 - (i)割当日から 2 年が経過する日以降、割当てられた権利の 3 分の 1 について行使することができます。
 - (ii)割当日から 3 年が経過する日以降、割当てられた権利の 3 分の 2 について行使することができます。
 - (iii)割当日から 4 年が経過する日以降、割当てられた権利の全部について行使することができます。

(iv)上記各期間における行使可能な権利の累計数は、当該期間以前の期間に既に行使した部分を含むものとしします。

(v)割当対象者が、理由の如何を問わず、当社またはその子会社においてその職務を休職する場合、当該休職期間について上記行使可能な権利が確定していない新株予約権の確定プロセスが停止し、行使可能となる権利の確定となる日は当該休職期間に相当する日数分だけ繰り延べられるものとし、また、当該休職期間中には新株予約権の行使を行うことができないものとしします。行使可能な権利が確定した新株予約権は、前各項に定める行使開始日から行使可能最終日までの期間に限り、かつ、新株予約権に係る発行要項及び新株予約権割当契約に定める他の行使条件が満たされる場合に限り、行使できるものとしします。

(4)本新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとしします。

(5)本新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとしします。

(6)本新株予約権者は新株予約権の行使に関し、前項までの事項に加え次の各号の制約を受けるものとしします。

(i)権利行使にかかる払込金の一暦年間の合計額が1,200万円を超えないこと。

(ii)新株予約権の行使により取得する株式につき、当社と金融商品取引業者等との間で予め締結される当社の株式の振替口座簿への記載もしくは記録、保管の委託または管理及び処分に係る信託（以下、「管理等信託」という。）に関する取決めに従い、その取得後直ちに当社を通じて当該金融商品取引業者等の振替口座簿に記載もしくは記録を受け、またはその金融商品取引業者等の営業所等に保管の委託または管理等委託がされなければならないこと。

(7)各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできないものとしします。

③ その他の新株予約権の概要

第4回新株予約権	
決議年月日	2019年1月9日
付与対象者	税理士 串田隆徳
新株予約権の数	534,611個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 534,611株
新株予約権の発行価額	1個当たり17円
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり3,400円
新株予約権の行使期間	自 2020年9月1日 至 2029年1月30日
新株予約権の行使の条件	(注)

(注) 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(1)本新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、かつ、募集事項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとしします。

(2) 本新株予約権者は、2020年5月期から2022年5月期までのいずれかの事業年度において当社損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に基づき、当社Sansan事業のセグメント利益が、3,150百万円を超過した場合にのみ本新株予約権を行使することができるものとしします。なお、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要

な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとします。

- (3)上記(2)にかかわらず、本新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとします。
- (a)上記(注) 3 及び(注) 4において定められた行使価額に50%を乗じた価格(1円未満切り上げ)を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合(払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」、株主割当てによる場合その他普通株式の株式価値とは異なると認められる価格で行われる場合を除きます。)
- (b)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、上記(注) 3 及び(注) 4において定められた行使価額に50%を乗じた価格(1円未満切り上げ)を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(ただし、資本政策目的等の特段の事情により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除きます。)
- (c)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、上記(注) 3 及び(注) 4において定められた行使価額に50%を乗じた価格(1円未満切り上げ)を下回る価格となったとき。
- (d)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりDCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が上記(注) 3 及び(注) 4において定められた行使価額に50%を乗じた価格(1円未満切り上げ)を下回ったとき(ただし、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が第三者評価機関等と協議の上本項への該当を判断するものとします。)
- (4)本新株予約権者は、本新株予約権を行使する時まで継続して、当社または当社の子会社・関連会社の取締役及び従業員並びに顧問、業務委託先等の社外協力者であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があるとして当社取締役会の承認を得た場合は、この限りではありません。
- (5)新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとします。
- (6)新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとします。
- (7)本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとします。
- (8)各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとします。

2. 当社の代表取締役社長である寺田親弘は、当社グループの現在及び将来の役職員等に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与や優秀な人材のリテンションを目的として、2019年1月9日開催の臨時株主総会決議に基づき、2019年1月30日付で税理士串田隆徳を受託者として「新株予約権信託」(以下「本信託(第4回新株予約権)」といいます。))を設定しており、当社は本信託(第4回新株予約権)に対して、会社法に基づき平成31年1月31日に第4回新株予約権(2019年1月9日臨時株主総会決議)を発行しています。

本信託(第4回新株予約権)は、当社グループの役職員等に対して、将来の功績に応じて、税理士串田隆徳に付与した第4回新株予約権534,611個(1個当たり1株相当)を分配するものです。既存の新株予約権を用いたインセンティブ・プランと異なり、当社グループの役職員等に対して、

将来の功績評価を基に将来時点でインセンティブの分配の多寡を決定することを可能とし、より一層個人の努力に報いることができるようにするとともに、将来採用された当社グループの役職員等に対しても、新株予約権の分配を可能とするものでもあります。第4回新株予約権の分配を受けた者は、当該第4回新株予約権の発行要項及び取扱いに関する契約の内容に従って、当該新株予約権を行使することができます。本信託(第4回新株予約権)は3つの契約(AからCまで)により構成され、それらの概要は以下のとおりです。

名称	新株予約権信託（時価発行新株予約権信託®）
委託者	寺田 親弘
信託契約日	2019年1月30日
信託の種類と 新株予約権数	(A) 318,903個 (B) 107,854個 (C) 107,854個
交付日	(A) 本契約締結日から2年が経過した日の翌営業日（ただし、当該日において当社の株式が金融商品取引所に上場してから半年が経過していない場合には、金融商品取引所に上場した日から半年が経過した日の翌営業日） (B) 本契約締結日から3年が経過した日の翌営業日（ただし、当該日において当社の株式が金融商品取引所に上場してから1年半が経過していない場合には、金融商品取引所に上場した日から1年半が経過した日の翌営業日） (C) 本契約締結日から4年が経過した日の翌営業日（ただし、当該日において当社の株式が金融商品取引所に上場してから2年半が経過していない場合には、金融商品取引所に上場した日から2年半が経過した日の翌営業日）
信託の目的	(A) に第4回新株予約権318,903個（1個あたり1株相当） (B) に第4回新株予約権107,854個（1個あたり1株相当） (C) に第4回新株予約権107,854個（1個あたり1株相当）
受益者適格要件	当社グループの役員及び従業員等のうち、当社のガイドライン等に定める一定の条件を満たす者を受益者候補者とし、当社が指定し、本信託（第4回新株予約権）に係る信託契約の定めるところにより、受益者として確定した者を受益者とします。なお、受益候補者に対する第4回新株予約権信託の配分は、信託ごとに①ベースポイントと②社外評価委員会の評点の2種類に分けられており、当社のガイドラインで定められたルール等に従い、評価委員会において決定されます。 ①ベースポイントに基づく付与 役職員等について、本契約締結日、もしくは将来の役職員等についてはその入社時点において期待される役割や貢献に対し、パフォーマンス評価を測ってポイントとして付与し、そのポイントに準じて分配されます。 ②社外評価委員会の評点に基づく付与 役職員等について、組織や個人の特別な貢献度合いや社内外へのインパクトを測ってポイントとして付与し、そのポイントに準じて分配されます。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2019年5月31日現在)

氏 名	地 位	担当及び重要な兼職の状況
寺 田 親 弘	代表取締役 社 長	
富 岡 圭	取 締 役	Sansan 事業部長 兼 マーケティング部部长 兼 サポート部部长 兼 Global Department General Manager 兼 Global Sales Development 部部长
塩 見 賢 治	取 締 役	Eight 事業部長
常 樂 諭	取 締 役	CISO 兼 Data Strategy & Operation Center センター長
田 中 陽	取 締 役	経営管理部部長
梶 川 靖 子 (旧姓横澤)	取 締 役 (監査等委員)	TMI 総合法律事務所 カウンセル
赤 浦 徹	取 締 役 (監査等委員)	インキュベイトキャピタルパートナーズ ゼネラルパートナー (株)エスプール 社外取締役 (株)ダブルスタンダード 社外監査役
本 多 央 輔	取 締 役 (監査等委員)	DCM(株) ゼネラルパートナー クービック(株) 社外取締役 atama plus(株) 社外取締役
石 川 善 樹	取 締 役 (監査等委員)	(有)日本ヘルスサイエンスセンター 取締役 (株)キャンサーズキャン 取締役 (株)ハビテック 取締役 (株)Campus for H 取締役 (株)ガイアックス 社外取締役

- (注) 1. 監査等委員である取締役梶川靖子氏は、2018年8月21日開催の第11回定時株主総会において新たに選任され、同日付で就任しました。
2. 監査等委員である取締役石川善樹氏は、2019年1月30日開催の臨時株主総会において新たに選任され、同日付で就任しました。
3. 取締役の梶川靖子氏、赤浦徹氏、本多央輔氏及び石川善樹氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
4. 監査等委員である取締役山田啓之氏は2018年8月21日開催の第11回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任しました。
5. 監査等委員である取締役鎌水英樹氏は2019年2月7日付で辞任により退任しました。

氏 名	地 位	担当及び重要な兼職の状況
鎌 水 英 樹	取 締 役 (監査等委員)	(株)INCJ マネージングディレクター (株)GRA 社外取締役 Kyoto Robotics(株) 社外取締役

6. 当社は、監査等委員会の職務を補助する常勤の監査等委員会補助人を置き、主要会

議への参加や重要書類等の閲覧等を通じて情報把握を行い、内部統制システムを通じて十分な監査業務を遂行できる環境が整備されているため、常勤の監査等委員を選定していません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役である梶川靖子氏、赤浦徹氏、本多央輔氏及び石川善樹氏との間で、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令の定める最低責任限度額です。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼 職 状 況	当 社 と の 関 係
社外取締役	梶 川 靖 子	TMI 総合法律事務所 カウンセラー	同事務所と当社の間では、同事務所のサービスに係る取引関係がありますが、両者にとっての取引金額は僅少（当社の費用に占める比率は 1%未満）であり、重要な取引関係ではありません。
社外取締役	赤 浦 徹	インキュベイトキャピタル パートナーズ ゼネラルパートナー	特別の利害関係はありません。
		(株)エスプール 社外取締役	同社と当社の間では、Sansan サービスに関する取引関係がありますが、両者にとっての取引金額は僅少（当社の売上高に占める比率は 1%未満）であり、重要な取引関係ではありません。
		(株)ダブルスタンダード 社外監査役	特別の利害関係はありません。
社外取締役	鍵 水 英 樹	(株)INCJ マネージングディレクター	当社の株主です。 同社と当社の間では、Sansan サービスに関する取引関係がありますが、両者にとっての取引金額は僅少（当社の売上高に占める比率は 1%未満）であり、重要な取引関係ではありません。
		(株)GRA 社外取締役	特別の利害関係はありません。
		Kyoto Robotics(株) 社外取締役	同社と当社の間では、Sansan サービスに関する取引関係がありますが、両者にとっての取引金額は僅少（当社の売上高に占める比率は 1%未満）であり、重要な取引関係ではありません。
社外取締役	本 多 央 輔	DCM(株) ゼネラルパートナー	同社が組成する投資ファンド 「A-Fund, L.P.」「DCM Ventures

			China fund(DCM VII), L.P.」及び「DCM VII, L.P.」は当社の株主です。
		クービック(株) 社外取締役	特別の利害関係はありません。
		atama plus(株) 社外取締役	特別の利害関係はありません。
社外取締役	石川善樹	有限会社日本ヘルスサイエンスセンター 取締役	特別の利害関係はありません。
		株式会社キャンサースキャン 取締役	同社と当社の間では、Sansan サービスに関する取引関係がありますが、両者にとっての取引金額は僅少(当社の売上高に占める比率は1%未満)であり、重要な取引関係ではありません。
		株式会社ハビテック 取締役	同社と当社の間では、同社のサービスに係る取引関係がありますが、両者にとっての取引金額は僅少(当社の費用に占める比率は1%未満)であり、重要な取引関係ではありません。
		株式会社 Campus for H 取締役	特別の利害関係はありません。
		株式会社ガイアックス 社外取締役	同社と当社の間では、同社のサービスに係る取引関係がありますが、両者にとっての取引金額は僅少(当社の費用に占める比率は1%未満)であり、重要な取引関係ではありません。

② 当連結会計年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	梶川靖子	取締役就任後に開催された取締役会 15 回及び監査等委員会 11 回のすべてに出席し、必要に応じて独立的な見地に立った発言を行っています。
社外取締役	赤浦 徹	当連結会計年度に開催された取締役会 19 回及び監査等委員会 14 回のすべてに出席し、必要に応じて独立的な見地に立った発言を行っています。
社外取締役	本多 央輔	当連結会計年度に開催された取締役会 19 回及び監査等委員会 14 回のすべてに出席し、必要に応じて独立的な見地に立った発言を行っています。
社外取締役	石川善樹	取締役就任後に開催された取締役会 7 回のうち 6 回及び監査等委員会 4 回のすべてに出席し、必要に応じて独立的な見地に立った発言を行っています。
社外取締役	鎗水英樹	取締役退任までに開催された取締役会 12 回及び監査等委員会 10 回のすべてに出席し、必要に応じて独立的な見地に立った発言を行っています。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第 370 条及び当社定款第 24 条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が 1 回ありました。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の額
取締役（監査等委員である者を除く）	5 名	106,500 千円
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	4 名 (4 名)	6,400 千円 (6,400 千円)
合 計 （うち社外取締役）	9 名 (4 名)	112,900 千円 (6,400 千円)

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支払額
当社が支払うべき公認会計士法第 2 条第 1 項の監査業務についての報酬等の額	14,200 千円

(注) 1. 監査等委員会は会計監査人の監査計画内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の相当性等を確認した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第 399 条第 1 項の同意を行っています。

2. 当社の子会社のうち、Sansan Global Pte. Ltd.については、当社の会計監査人以外の監査人の監査を受けています。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針は定めていません。

6. 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）

（1）内部統制システムに関する基本方針

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容は以下のとおりです。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 (法令定款遵守体制)	取締役及び従業員は、当社の経営理念並びに行動準則である「Sansan のカタチ」に則り、法令及び定款をはじめとする社内規程を遵守することはもとより、高い倫理観に基づく適正な企業活動を行う。 また、代表取締役社長直轄の独立組織である内部監査室による内部監査を実施し、法令や定款、社内規程等に基づく業務執行が行われているかを確認するとともに、発見された課題については、随時改善を図る。
② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 (情報保存管理体制)	取締役の職務執行に関する文書、帳票類、電磁的記録等の各種情報については「文書管理規程」に基づき、機密密度に応じて分類の上、適切に作成・保存・管理する。 また、取締役は、当該文書及び記録を常時閲覧することができる。
③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 (損失危機管理体制)	当社の事業活動に潜在する各種リスクについては、社内規程及び対応体制の整備を通じ、適切に管理する。 特に、個人情報の適切な取扱いを最重要視し、個人情報保護管理者を設けると共に、「個人情報保護基本規程」を中心とした各種社内規程を定め、個人情報管理に伴うリスクの極小化を図る。情報システムにおけるセキュリティ及びリスク管理に関する責任と権限を有する最高情報セキュリティ責任者を選任し、「情報システム管理規程」を定め、情報セキュリティリスクの低減に努める。 当社に重大な損失の発生が予測される各種リスクが顕在化した場合、取締役は速やかに監査等委員会に報告を行う。
④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 (効率性確保体制)	定時取締役会を毎月1回、臨時取締役会を必要に応じて適宜開催し、法令、定款及び取締役会規程に則り、重要事項について審議・決定を行い、また業務執行取締役からの報告を受け、業務執行状況についての監督を行う。 「取締役会規程」をはじめとした社内規程を整備し権限及び責任を明確化することにより、適切かつ効率的な意思決定体制を構築する。 各種社内手続の電子化を推進することにより、意思決定の迅速化を図る。
⑤ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制 (企業集団内部統制)	当社の経営理念並びに行動準則である「Sansan のカタチ」について、子会社とも共有し、当社グループ全体における業務運営の倫理上及び業務上の指針とする。 内部監査室は、当社及び子会社の業務運営が法令、定款、社内規程等を遵守しているかを確認するため、定期的に監査を実施する。
⑥ 財務報告に係る内部統制体制 (財務報告の適正性を確保するための体制)	当社及び子会社の財務報告の適正性を確保するため、金融商品取引法その他当社及び子会社に適用される国内外の法令等に基づき、「財務報告に係る内部統制基本方針」をはじめとする社内規程を整備し、適切に運用する。 また財務報告に関するモニタリング体制を整備・運用し、それらを通じて内部統制上の問題（不備）が把握された場合には、適時・適切に報告される体制を整備する。 IT（情報インフラ）について、財務報告に係る内部統制に関し有効かつ効率的に利用するとともに、それらの全般統制及び業務処理統制について適切に対応する。

⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき事務局に関する事項、当該事務局員の独立性に関する事項及び当該事務局員に対する指示の実効性の確保に関する事項 (監査等委員会事務局及び事務局員の設置) (監査等委員会事務局員の独立性) (監査等委員会事務局員への指示実効性確保)	監査等委員会に直属する事務局を設置し、監査等委員の職務補助に専従する事務局員を置く。 当該事務局員に対する指揮命令権限は監査等委員会に専属し、その選任・異動・人事考課・処分等の人事に関する事項については、監査等委員会に事前通知の上、同意を得る。
⑧取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制 (監査等委員会への報告体制)	取締役及び従業員は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項や内部監査の実施状況を速やかに報告するとともに、監査等委員会からの要請に応じて、必要な報告及び情報提供を行う。 また「内部通報制度規程」を制定し、その定めに基づく運用より、適切な報告体制を確保するとともに、当該制度を利用して報告を行った取締役及び従業員に対し、当該報告を理由とした不利な取り扱いを行わない。
⑨その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制 (監査等委員会監査の実効性確保のための体制)	代表取締役社長は、監査等委員会及び会計監査人と定期的に意見交換の場を持ち、意思の疎通を図る。 また、監査等委員会は、会計監査人と定期的に意見交換を行うほか、内部監査室とも連携し、随時情報交換を行う。 監査等委員会がその職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めた時は、これに応じる。

(2) 内部統制システムの運用状況の概要

当社は上記「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、内部統制システムを整備し運用しています。

当連結会計年度において取締役会は 19 回開催されました。取締役による職務執行の適法性を確保し効率性を高めるため、当社と利害関係を有しない社外取締役が常時出席し、業務執行取締役との意見交換が行われました。また、社外取締役 4 名によって構成される監査等委員会は 14 回開催されています。監査等委員会には専任の事務局員を配置し、内部監査実施状況の他、監査等委員会の要請に応じた報告や情報提供を行っています。なお、取締役会については、上記の開催回数のほか、会社法第 370 条及び当社定款第 24 条の規定に基づき、取締役会決議があったとみなす書面決議が 1 回ありました。

法令遵守体制並びに業務適正性の確保については、本社全部署を対象とする網羅的監査を第 12 期内部監査計画の中核に据え、全社的な体制整備及び強化に資することを目的に内部監査を実施しています。被監査部門への監査結果説明並びに改善状況確認を行うとともに、監査等委員会との連携等を通じて内部統制システムの更なる高度化を図っています。

リスク管理については、個人情報漏えいの可能性がある事故並びに緊急事態の一覧を取締役会に月次報告し、潜在的リスクの把握に努めています。また、個人情報の適正な取扱への知識及び理解を深めるため、臨時社員を含む従業員に対し個人情報保護研修を実施するとともに、社員及び契約社員については個人情報保護士の資格取得を奨励し、取得状況の把握を行っています。なお、個人情報保護基本規程等の整備・運用状況についても個人情報保護監査責任者によって策定された年間監査計画書に基づき監査を実施しています。その他、当社の情報システムセキュリティについて、脆弱性診断及びペネトレーションテストを実施し、客観的視点を入れた脆弱性対策を行っています。

子会社管理体制については、子会社管理規程に基づき連結対象となるシンガポール子会社と経営管理契約を締結し、重要事項の事前承認等を通じた業務運営状況の把握を行うとともに、現地監査法人による監査を受ける等、当社並びに子会社の業務運営の適正性を確保しています。

財務報告に係る内部統制体制については、「財務報告に係る内部統制基本方針」を新たに制定し、内部統制評価年度計画書に基づく評価を内部監査室が実施しました。期中評価を元に各評価項目を対象にロールフォワード手続を実施した結果、当連結会計年度における内部統制は有効である旨を確認しています。

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。

連結貸借対照表

2019年5月31日現在

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	【 6,298,608 】	【流動負債】	【 5,428,772 】
現金及び預金	5,627,035	買掛金	96,169
売掛金	318,354	短期借入金	18,000
前払費用	322,660	1年内返済予定の長期借入金	133,134
未収消費税等	266	未払金	770,424
その他	32,996	未払法人税等	41,283
貸倒引当金	△ 2,704	未払消費税等	184,745
【固定資産】	【 2,780,508 】	前受金	3,923,177
【有形固定資産】	【 406,924 】	賞与引当金	199,010
建物及び構築物	337,789	事業所閉鎖損失引当金	6,960
その他	69,134	その他	55,868
【無形固定資産】	【 835,127 】	【固定負債】	【 277,378 】
ソフトウェア	834,737	長期借入金	233,714
その他	390	その他	43,664
【投資その他の資産】	【 1,538,455 】	負債合計	5,706,151
投資有価証券	1,093,800	純資産の部	
敷金	439,537	【株主資本】	【 3,369,909 】
その他	5,118	【資本金】	【 2,812,501 】
		【資本剰余金】	【 1,500,000 】
		【利益剰余金】	【 △ 942,592 】
		【その他の包括利益累計額】	【 △ 7,607 】
		為替換算調整勘定	△ 7,607
		【新株予約権】	【 10,663 】
		純資産合計	3,372,965
資産合計	9,079,116	負債純資産合計	9,079,116

連結損益計算書

自 2018年6月 1日

至 2019年5月31日

(単位 : 千円)

	金額	
売 上 高		10,206,014
売 上 原 価		1,597,573
売 上 総 利 益		8,608,441
販売費及び一般管理費		9,458,181
営 業 損 失		849,739
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	2,079	
為替差益	1,492	
助成金収入	475	
解約違約金収入	10,343	
その他	1,679	16,069
営 業 外 費 用		
支払利息	4,766	
リース解約損	8,836	
株式交付費	10,530	
株式上場費用	8,886	
賃貸借契約解約損	16,130	
事業所閉鎖損失引当金繰入額	6,960	
その他	1,910	58,019
経 常 損 失		891,689
特 別 利 益		
新株予約権戻入益	4,725	4,725
特 別 損 失		
固定資産除却損	16,387	
減損損失	34,250	50,637
税金等調整前当期純損失		937,602
法人税、住民税及び事業税		7,937
当期純損失		945,539
親会社株主に帰属する当期純損失		945,539

連結株主資本等変動計算書

自 2018年6月 1日

至 2019年5月31日

(単位 : 千円)

	株主資本				その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合 計	為替換算調 整勘定	その他の包 括利益累計 額合計		
当期首残高	3,164,128	1,443,034	△ 3,291,714	1,315,448	△ 2,925	△ 2,925	—	1,312,523
当期変動額								
新株の発行	1,500,000	1,500,000	—	3,000,000	—	—	—	3,000,000
欠損填補	△ 1,851,627	△ 1,443,034	3,294,661	—	—	—	—	—
親会社株主に帰属 する当期純損失	—	—	△ 945,539	△ 945,539	—	—	—	△ 945,539
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	△ 4,682	△ 4,682	10,663	5,981
当期変動額合計	△ 351,627	56,965	2,349,122	2,054,460	△ 4,682	△ 4,682	10,663	2,060,441
当期末残高	2,812,501	1,500,000	△ 942,592	3,369,909	△ 7,607	△ 7,607	10,663	3,372,965

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しています。

連結子会社の数 2 社

連結子会社の名称

Sansan Global PTE.LTD.

Sansan Corporation

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社の数 1 社

持分法を適用した関連会社の名称

クリエイティブサーベイ株式会社

(3) 持分法の適用の範囲の変更に関する事項

当連結会計年度からクリエイティブサーベイ株式会社を持分法適用の関連会社を含めています。これは、当連結会計年度中に当社が新たにクリエイティブサーベイ株式会社株式を取得したことにより、関連会社に該当することとなったため、持分法適用の関連会社を含めることとしたものです。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しています。

(5) 会計処理基準に関する事項

① 有価証券の評価基準及び評価方法

時価のないその他有価証券については、移動平均法による原価法を採用しています。

② 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

仕掛品については個別法による原価法（連結対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しています。

③ 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

当社において、2016 年 4 月 1 日以後に取得する建物附属設備、構築物、並びに一部の工具、器具及び備品については定額法を、その他については定率法を採用しています。

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法を採用しています。

ハ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

④ 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しています。

⑤ 引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

ロ 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に帰属する分を計上しています。

ハ 事業所閉鎖損失引当金

事業所の閉鎖に対する損失に備えるため、今後発生が見込まれる損失について、合理的に見積られる金額を計上しています。

⑥ 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しています。なお、在外子会社の資産及び負債は連結決算日の直物為替相場、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めています。

⑦ 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しています。

2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 254,252 千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

① 発行済株式の総数に関する事項

	当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末
普通株式(株)	2,040	29,430,313	—	29,432,353
B種株式(株)	339	3,389,661	3,390,000	—
C種株式(株)	236	2,359,764	2,360,000	—
D種株式(株)	240	2,399,760	2,400,000	—
E種株式(株)	—	882,353	882,353	—

(注) 1. E種株式の増加 882,353 株は第三者割当増資による新株発行です。

2. B種株式、C種株式、D種株式及びE種株式の減少並びに普通株式の増加 9,032,353 株は、定款変更に伴い普通株式へ転換されたことによるものです。

3. 普通株式の増加 20,397,960 株、B種株式の増加 3,389,661 株、C種株式の増加 2,359,764 株及びD種株式の増加 2,399,760 株は、株式分割によるものです。

② 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 80,000 株

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、元本割れとなるリスクのないものを中心として短期的な預金等に限定し、投機的な取引はデリバティブ取引を含めて行わない方針です。資金調達については、必要な資金は自己資金及び金融機関からの借入による調達で賄っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

敷金は主に本社オフィスの敷金であり、差入先の信用リスクに晒されています。営業債務である未払金はすべてが1年以内の支払期日です。長期借入金は主に運転資金の調達を目的としたものであり、最終返済日は決算日後、最長で4年7ヶ月後です。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

敷金については、必要に応じて担当部署がモニタリングを行い、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握によりリスク軽減を図っています。

ロ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

管理部門が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維

持などにより流動性リスクを管理しています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年5月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりです。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
① 現金及び預金	5,627,035	5,627,035	—
② 敷金	439,537	438,078	△1,458
③ 未払金	(770,424)	(770,424)	—
④ 長期借入金	(366,848)	(367,468)	△620

(注) 1. 負債に計上されているものについては、() で示しています。

2. 長期借入金については、1年内返済予定の長期借入金が含まれています。

3. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

①現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

②敷金

敷金の時価については、将来の返還見込額を合理的な利率により割り引いた現在価値により算定しています。

③未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

④長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。

4. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	1,093,800

非上場株式については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、時価開示の対象とはしておりません。

5. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	114円60銭
1株当たり当期純損失	△40円42銭

6. 重要な後発事象に関する注記

新株式の発行

- (1) 2019年5月16日及び2019年5月30日開催の取締役会において決議した公募による新株式の発行については、2019年6月18日に払込を受けており、発行済株式数、資本金及び資本準備金の額が増加しています。

発行する株式の種類及び数	普通株式 500,000株
割当価格	1株につき4,207.5円
割当価格の総額	2,103,750千円
増加した資本金及び資本準備金の額	増加した資本金の額 1,051,875千円 増加した資本準備金の額 1,051,875千円
払込期日	2019年6月18日
資本金の用途	運転資金としての広告宣伝費・販売促進費等のマーケティング投資、人件費、採用費に充当する予定です。

- (2) 2019年5月16日及び2019年5月30日開催の取締役会において決議したオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関する第三者割当による新株式の発行については2019年7月17日に払込を受けており、発行済株式数、資本金及び資本準備金の額が増加しています。

発行する株式の種類及び数	普通株式 1,126,500株
割当価格	1株につき4,207.5円
割当価格の総額	4,739,748千円
増加した資本金及び資本準備金の額	増加した資本金の額 2,369,874千円 増加した資本準備金の額 2,369,874千円
割当先及び割当株式数	野村証券株式会社 1,126,500株
払込期日	2019年7月17日
資本金の用途	運転資金としての広告宣伝費・販売促進費等のマーケティング投資、人件費、採用費に充当する予定です。

7. 減損損失に関する注記

- (1) 減損損失を認識した資産の概要及び減損損失の金額

(単位：千円)

用途	種類	金額
事業用資産	建物及び構築物	8,523
	ソフトウェア	20,594
	その他	5,131

- (2) 減損損失を認識するに至った経緯

建物及び構築物、その他の資産については事業所の閉鎖に関する意思決定を行ったため、減損損失を計上しています。ソフトウェアについては、当初想定していた用途での利用見込みがなくなったため、減損損失を認識しています。

貸借対照表

2019年5月31日現在

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	【 6,104,654 】	【流動負債】	【 5,428,595 】
現金及び預金	5,435,291	買掛金	96,169
売掛金	317,834	短期借入金	18,000
前払費用	321,963	1年内返済予定の長期借入金	133,134
その他の	32,269	リース債務	22,423
貸倒引当金	△ 2,704	未払金	773,625
【固定資産】	【 2,977,378 】	未払法人税等	41,283
【有形固定資産】	【 406,924 】	未払消費税等	184,745
建物	334,909	前受金	3,922,771
工具、器具及び備品	24,723	預り金	25,705
リース資産	44,411	賞与引当金	198,614
その他の	2,879	事業所閉鎖損失引当金	6,960
【無形固定資産】	【 835,127 】	その他の	5,162
特許権	148	【固定負債】	【 277,378 】
商標権	241	長期借入金	233,714
ソフトウェア	834,737	リース債務	41,974
【投資その他の資産】	【 1,735,326 】	その他の	1,690
投資有価証券	893,800	負債合計	5,705,973
関係会社株式	397,812	純資産の部	
敷金	438,595	【株主資本】	【 3,365,395 】
長期前払費用	5,118	【資本金】	【 2,812,501 】
		【資本剰余金】	【 1,500,000 】
		資本準備金	1,500,000
		【利益剰余金】	【 △ 947,106 】
		その他利益剰余金	△ 947,106
		繰越利益剰余金	△ 947,106
		【新株予約権】	【 10,663 】
		純資産合計	3,376,058
資産合計	9,082,032	負債純資産合計	9,082,032

損 益 計 算 書

自 2018年6月 1日

至 2019年5月31日

(単位 : 千円)

	金額	
売 上 高		10,200,854
売 上 原 価		1,597,431
売 上 総 利 益		8,603,422
販売費及び一般管理費		9,452,416
営 業 損 失		848,993
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	40	
為替差益	1,270	
助成金収入	475	
解約違約金収入	10,343	
その他	1,627	13,757
営 業 外 費 用		
支払利息	4,766	
リース解約損	8,836	
株式交付費	10,530	
株式上場費用	8,886	
賃貸借契約解約損	16,130	
事業所閉鎖損失引当金繰入額	6,960	
その他	1,910	58,019
経 常 損 失		893,256
特 別 利 益		
新株予約権戻入益	4,725	4,725
特 別 損 失		
固定資産除却損	16,387	
減損損失	34,250	50,637
税引前当期純損失		939,169
法人税、住民税及び事業税		7,937
当 期 純 損 失		947,106

株主資本等変動計算書

自 2018年6月 1日

至 2019年5月31日

(単位 : 千円)

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合 計		
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合 計			
当期首残高	3,164,128	1,443,034	1,443,034	△ 3,294,661	△ 3,294,661	1,312,501	－	1,312,501
当期変動額								
新株の発行	1,500,000	1,500,000	1,500,000	－	－	3,000,000	－	3,000,000
欠損填補	△ 1,851,627	△ 1,443,034	△ 1,443,034	3,294,661	3,294,661	－	－	－
当期純損失	－	－	－	△ 947,106	△ 947,106	△ 947,106	－	△ 947,106
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	－	－	－	－	－	－	10,663	10,663
当期変動額合計	△ 351,627	56,965	56,965	2,347,555	2,347,555	2,052,893	10,663	2,063,557
当期末残高	2,812,501	1,500,000	1,500,000	△ 947,106	△ 947,106	3,365,395	10,663	3,376,058

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式については移動平均法による原価法を採用しています。

時価のないその他有価証券については、移動平均法による原価法を採用しています。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品については、個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

2016年4月1日以後に取得する建物附属設備、構築物、並びに一部の工具、器具及び備品については定額法を、その他については定率法を採用しています。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法を採用しています。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しています。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する分を計上しています。

③ 事業所閉鎖損失引当金

事業所の閉鎖に対する損失に備えるため、今後発生が見込まれる損失について、

合理的に見積られる金額を計上しています。

(5) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しています。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 254,252 千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 196 千円

短期金銭債務 4,121 千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 1,664 千円

販売費及び一般管理費 22,450 千円

4. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、税務上の繰越欠損金等によるものであり、評価性引当額を控除しています。

5. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 114 円 71 銭

1株当たり当期純損失 △40 円 48 銭

6. 重要な後発事象に関する注記

新株式の発行

(1) 2019年5月16日及び2019年5月30日開催の取締役会において決議した公募による新株式の発行については、2019年6月18日に払込を受けており、発行済株式数、資本金及び資本準備金の額が増加しています。

発行する株式の種類及び数	普通株式 500,000 株
割当価格	1株につき 4,207.5 円
割当価格の総額	2,103,750 千円
増加した資本金及び資本準備金の額	増加した資本金の額 1,051,875 千円 増加した資本準備金の額 1,051,875 千円
払込期日	2019年6月18日
資本金の用途	運転資金としての広告宣伝費・販売促進費等のマーケティング投資、人件費、採用費に充当する予定です。

- (2) 2019年5月16日及び2019年5月30日開催の取締役会において決議したオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関する第三者割当による新株式の発行については2019年7月17日に払込を受けており、発行済株式数、資本金及び資本準備金の額が増加しています。

発行する株式の種類及び数	普通株式 1,126,500 株
割当価格	1 株につき 4,207.5 円
割当価格の総額	4,739,748 千円
増加した資本金及び資本準備金の額	増加した資本金の額 2,369,874 千円 増加した資本準備金の額 2,369,874 千円
割当先及び割当株式数	野村証券株式会社 1,126,500 株
払込期日	2019年7月17日
資本金の使途	運転資金としての広告宣伝費・販売促進費等のマーケティング投資、人件費、採用費に充当する予定です。

7. 減損損失に関する注記

- (2) 減損損失を認識した資産の概要及び減損損失の金額

(単位：千円)

用途	種類	金額
事業用資産	建物	8,523
	工具、器具及び備品	745
	リース資産	4,386
	ソフトウェア	20,594

- (2) 減損損失を認識するに至った経緯

建物、工具、器具及び備品、リース資産については事業所の閉鎖に関する意思決定を行ったため、減損損失を計上しています。ソフトウェアについては、当初想定していた用途での利用見込みがなくなったため、減損損失を認識しています。

独立監査人の監査報告書

2019年7月29日

Sansan株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 金 塚 厚 樹
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 坂 井 知 倫
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、Sansan株式会社の2018年6月1日から2019年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Sansan株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、2019年5月16日及び2019年5月30日開催の取締役会において決議した公募による新株式の発行について、2019年6月18日に払込が完了している。

また、同取締役会において決議したオーバーアロットメントによる株式の売出しに関する第三者割当による新株式の発行について、2019年7月17日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2019年7月29日

Sansan株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 金 塚 厚 樹
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 坂 井 知 倫
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、Sansan株式会社の2018年6月1日から2019年5月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、2019年5月16日及び2019年5月30日開催の取締役会において決議した公募による新株式の発行について、2019年6月18日に払込が完了している。

また、同取締役会において決議したオーバーアロットメントによる株式の売出しに関する第三者割当による新株式の発行について、2019年7月17日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年6月1日から2019年5月31日までの第12期事業年度における取締役の職務執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査等委員会の監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に基づき、監査等方針、監査計画及び監査等委員職務分掌に則り、取締役、執行役員、内部監査部門等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所等において業務及び財産の状況を調査しました。また子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているか監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年7月30日

Sansan 株式会社 監査等委員会

監査等委員会委員長 梶 川 靖 子（横澤 靖子）

監査等委員 赤 浦 徹

監査等委員 石 川 善 樹

監査等委員 本 多 央 輔

（注）監査等委員 横澤靖子、赤浦徹、石川善樹及び本多央輔は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者

Sansan 株式会社

代表取締役社長 寺田親弘

2. 議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である者を除く。以下、本議案において同じ。）5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制強化のため1名増員し、新たに取締役6名の選任をお願いするものです。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査等委員会より妥当である旨の意見を得ています。

取締役候補者は次の通りです。

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
寺 田 親 弘 (1976年12月29日)	1999年 4月 三井物産(株)入社 2006年 2月 三井物産セキュアディレクション(株) 経営管理部長 2007年 6月 当社 代表取締役 (現任)	10,870,000株
富 岡 圭 (1976年 5月 26日)	1999年 4月 日本オラクル(株)入社 2007年 6月 当社 取締役 (現任)	1,040,000株
塩 見 賢 治 (1970年 8月 12日)	1994年 4月 (株)物産システムインテグレーション (現三井情報(株)) 入社 2005年 4月 (株)ウィズダムネットワークス入社 2006年 6月 (株)ユナイテッドポータル 代表取締役社長 2007年 6月 当社 取締役 (現任)	580,000株
常 楽 諭 (1975年12月29日)	1999年 4月 日本ユニシス・ソフトウェア(株) (現日本ユニシス(株)) 入社 2007年 6月 当社 取締役 (現任)	200,000株
田 中 陽 (1975年 8月 4日)	1998年 4月 三井物産(株)入社 2005年 9月 インド三井物産(株)副部長 2008年10月 (株)アイビジット出向 営業開発部長 2018年 4月 当社 取締役 (現任)	—
大 間 祐 太 (1983年 9月 27日)	2006年 4月 (株)ワークポート入社 2008年10月 (株)Blast入社 取締役 2010年 2月 当社入社 2018年 8月 当社執行役員 (現任)	—

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役赤浦徹氏及び本多央輔氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものです。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ています。

監査等委員である取締役候補者は次の通りです。

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
赤 浦 徹 (1968年8月7日)	1991年 4月 日本合同ファイナンス(株) (現：(株)ジャフコ) 入社 1999年10月 インキュベイトキャピタルパートナーズ設立 ゼネラルパートナー (現任) 2000年 3月 (株)エスプール社外取締役 (現任) 2000年 4月 サイボウズ(株)取締役 2007年 8月 当社社外取締役 2015年 8月 当社社外取締役・監査等委員 (現任)	430,000 株
本 多 央 輔 (1974年7月14日)	1996年 4月 三菱商事(株) 入社 2005年 4月 エイパックス・グロービス・パートナーズ(株) 入社 (現：(株)グロービス・キャピタル・パートナーズ) 2007年11月 DCMベンチャーズ ゼネラルパートナー (現任) 2018年 4月 当社社外取締役・監査等委員 (現任)	—

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 赤浦徹氏及び本多央輔氏は、社外取締役候補者です。

3. 当社は、赤浦徹氏及び本多央輔氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、本議案が承認可決された場合、当該契約を継続する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令の定める最低責任限度額です。

4. 赤浦徹氏及び本多央輔氏、現在、当社の社外取締役ですが、それぞれ社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって赤浦徹氏が12年0ヶ月、本多央輔氏が1年4ヶ月となります。

5. 監査等委員である社外取締役の選任理由について

(1) 赤浦徹氏は、インキュベイトファンドのゼネラルパートナーとして、ベンチャーキャピタル事業における長期の職務経験と他の会社における役員としての豊富な経験及びそれらを通じて培われた幅広い見識を有しています。取締役会及び監査等委員会においては、その経歴と経験を活かし経営全般について広範かつ高度な視野からの意見を述べており、当社の企業価値向上への寄与が期待できることから、引き続き監査等委員である社外取締役候補者となりました。

(2) 本多央輔氏は、DCMベンチャーズのゼネラルパートナーとして、ベンチャーキャピタル事業における多彩な職務経験と他の会社における役員としての豊富な経験及びそれらを通じて培われた幅広い見識を有しています。取締役会及び監査等委員会においては、その経歴と経験を活かし経営全般について広範かつ高度な視野からの意見を述べており、当社の企業価値向上への寄与が期待できることから、引き続き監査等委員である社外取締役候補者となりました。

以 上